

オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）に対する指定国・地域について
（要旨）

イラン、オマーン、シンガポール、ブラジル（バイア州）については、別添のとおり、新たに「オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）に対する指定国・地域」に指定します。

また、アンゴラ、エクアドル、エスワティニ、キルギス、クロアチア、ケニア、コロンビア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、パナマ、フィンランド、ブラジル（アマゾナス州、マットグロッソドスール州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州）、ポーランド、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソトについては、別添のとおり「オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）に対する指定国・地域」の指定を解除します。

別添

令和 3 年 11 月 29 日

最終改訂 令和 4 年 2 月 17 日

水際対策強化に係る新たな措置（20） 1. に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（令和 3 年 11 月 29 日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

国・地域	指定日	指定の実施開始日時（日本時間）
イスラエル、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、ドイツ、チェコ、デンマーク、フランス、ベルギー	令和 3 年 11 月 29 日	令和 3 年 11 月 30 日午前 0 時
スウェーデン、スペイン、ポルトガル	令和 3 年 11 月 30 日	令和 3 年 12 月 1 日午前 0 時
韓国、スイス、ブラジル（サンパウロ州）、仏領レユニオン島	令和 3 年 12 月 1 日	令和 3 年 12 月 2 日午前 0 時

アイルランド、ノルウェー	令和3年12月2日	令和3年12月3日午前0時
ギリシャ	令和3年12月3日	令和3年12月4日午前0時
アイスランド	令和3年12月9日	令和3年12月10日午前0時
チリ	令和3年12月10日	令和3年12月11日午前0時
キプロス、パキスタン	令和3年12月13日	令和3年12月14日午前0時
エストニア	令和3年12月14日	令和3年12月15日午前0時
スロベニア、レバノン	令和3年12月16日	令和3年12月17日午前0時
アルゼンチン、ペルー	令和3年12月20日	令和3年12月21日午前0時
エジプト、ハンガリー	令和3年12月21日	令和3年12月22日午前0時
スロバキア、米国全土、リトアニア、ロシア全土	令和3年12月22日	令和3年12月23日午前0時
ジョージア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク	令和3年12月23日	令和3年12月24日午前0時
カナダ全土	令和3年12月24日	令和3年12月25日午前0時
アラブ首長国連邦	令和4年1月4日	令和4年1月5日午前0時
フィリピン	令和4年1月7日	令和4年1月8日午前0時
トルコ	令和4年1月11日	令和4年1月12日午前0時
インド全土、タイ、ネパール、メキシコ、モルディブ	令和4年1月14日	令和4年1月15日午前0時
オーストラリア全土、フィジー、ブラジル（サンタカタリーナ州）	令和4年1月18日	令和4年1月19日午前0時
ウズベキスタン、サウジアラビア、スリランカ、バングラデシュ、モンゴル、ルーマニア	令和4年1月28日	令和4年1月29日午前0時
カンボジア、ブラジル（パラナ州）、ヨルダン	令和4年2月2日	令和4年2月3日午前0時
アルバニア、イラク、インドネシア、ミャンマー	令和4年2月10日	令和4年2月11日午前0時
イラン、オマーン、シンガポール、ブラジル（バイア州）	令和4年2月17日	令和4年2月18日午前0時

※アンゴラ、エクアドル、エスワティニ、キルギス、クロアチア、ケニア、コロンビア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、パナマ、フィンランド、ブラジル（アマゾナス州、マットグロッソドスール州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州）、ポーランド、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソトについては、令和4年2月18日午前0時より「オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する指定国・地域」の指定を解除します。

（以上）

令和３年 11 月 29 日

１．オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき新たな変異株のうちオミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）については、本措置に基づき「オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）に対する指定国・地域」として別途の指定を行う。

２．外国人の新規入国停止

「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」（令和３年 11 月 5 日）（以下「措置（１９）」という。）２．に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年 12 月 31 日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととする。本年 11 月 30 日以降、本年 12 月 31 日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国を拒否する。

３．有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

（１）「措置（１９）」１．に基づく、有効なワクチン接種証明書保持者の特定行動に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年 12 月 31 日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する審査済証の交付を行わないこととする。

（２）「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年 9 月 27 日）１．及び２．に基づく措置を、本年 12 月 31 日までの間、停止する。

４．モニタリングの強化等

上記１の指定国・地域からの帰国者・入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化するとともに、変異株サーベイランス体制を強化する。

５．入国者総数の引下げ

日本に到着する航空便について、既存の予約について配慮しつつ、新規予約を抑制する。

（注１）上記１に基づく措置は、令和３年 11 月 30 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

（注２）上記１に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表することとする。

（注３）上記２に基づく措置は、令和３年 11 月 30 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。ただし、本年 11 月 30 日午前 0 時前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

（注４）上記３（１）に基づく措置は、令和３年 11 月 30 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

（注５）上記３（１）に基づく措置における、令和３年 12 月 1 日午前 0 時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者については「措置（１９）」１．に基づく特定行動を認めない。

（注６）上記３（２）に基づく措置は、令和３年 12 月 1 日午前 0 時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者に適用

する。

（注 7）上記 4 に基づく措置は、令和 3 年 11 月 30 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

（注 8）上記 5 に基づく措置は、令和 3 年 12 月 1 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（１９）
（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限及び
外国人の新規入国制限の見直し）

参考

令和３年 11 月 5 日

1. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後４日目からの行動制限の見直し

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）１．（３）の指定国・地域、措置（１７）２．の指定国・地域、又は措置（１７）の指定国・地域以外の国・地域（非指定国・地域）から帰国・入国する者であって、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年９月 27 日）（以下「措置（１８）」という。）において有効と定めているもの。）を保持しているもののうち、下記（１）～（４）のいずれかに該当し、特定の省庁（原則として受入責任者の業を所管する省庁。以下「業所管省庁」という。）から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から帰国・入国前に審査を受けた者については、入国後 14 日目までの待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。）での待機期間中、入国後 3 日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後 4 日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、活動計画書の記載に沿った活動（以下「特定行動」という。）を認めることとする。

また、特定行動が認められる者の親族について、当該者と同一の行程で入国し、同一の受入責任者の管理を受ける親族については、下記（１）～（４）のいずれにも該当しない場合であっても、上記の要件を全て満たす場合には、特定行動を認めることとする。

- （１）日本人の帰国者
- （２）在留資格を有する再入国者
- （３）商用目的又は就労目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国者
- （４）緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期間の滞在の新規入国者

2. 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置（４）」（令和２年 12 月 26 日）１の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記（１）又は（２）の新規入国を申請する外国人については、業所管省庁から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

- （１）商用目的又は就労目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国
- （２）長期間の滞在の新規入国

3. 上記措置の適用

上記 1 及び 2 に基づく措置の適用には、受入責任者から業所管省庁に対して、実施要領（内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省において作成し別途公表）に沿って、誓約書や活動計画書を含む申請書式を提出し、業所管省庁の事前の審査を受ける必要がある。

（注 1）上記に基づく措置は、令和 3 年 11 月 8 日午前 10 時（日本時間）以降に帰国・入国する者で、事前に業所管省庁の審査を受けた者を対象とする。

（注 2）上記 1 に基づく措置は、本邦への帰国日前又は上陸申請日前 14 日以内に上記 1 で定める国・地域にのみ滞在歴のある者を対象とする。

（注 3）上記に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいう。

（注 4）上記に基づく措置に関する問い合わせ先及び各省庁の申請窓口は内閣官房、法務省、外務省又は厚生労働省のホームページを参照のこと。

（注 5）上記 1 に基づく措置の対象となる者であっても、措置（18）に基づく自宅等待機期間の短縮のためには、措置（18）の定めにより、入国後 10 日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を別途厚生労働省に届ける必要がある。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（１８）
（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）

令和３年９月２７日

１．一部の国・地域からの入国者及び帰国者の自宅等待機期間について

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月１７日）（以下、「措置（１７）」）の
１．（３）の指定国・地域、措置（１７）の２．の指定国・地域又は措置（１７）の指定国・地域
以外の国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外
務省及び厚生労働省において有効と確認したもの。以下同様。）を保持している者については、
入国後１０日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を
厚生労働省に届け出た場合、入国後１４日目以前であっても、自宅等での残余の待機の継続を求
めないこととする。

２．一部の国・地域からの入国者及び帰国者の施設待機について

措置（１７）の１．（３）の指定国・地域又は措置（１７）の２．の指定国・地域から入国・帰
国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書を保持している者については、
検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後３日目の検査を求めないこととする。

（注１）上記に基づく措置は、令和３年１０月１日午前０時（日本時間）以降に入国・帰国する者を対象とする。

（注２）上記に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は別添
の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（１７）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和３年９月１７日

１．水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での１０日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び１０日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

２．水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１．に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

- (注１) 上記に基づく措置は、令和３年９月２０日午前０時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和３年９月２０日午前０時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注２) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添１の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）の別添１の書式は廃止する。
- (注３) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添２の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）の別添の書式は廃止する。
- (注４) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前１４日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注５) 上記に基づいて、令和３年９月１８日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の２日後の日の午前０時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の２日後の日の午前０時から実施する。
- (注６) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の２日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)